

第五十六回帝國議會

請願委員第一分科(内閣・大藏省所管及他)會議錄(速記)第二回

會議

昭和四年二月十八日(月曜日)午前十一時十

分開議

出席委員左ノ如シ

主査 志波安一郎君

平井信四郎君

永田 良吉君

神部 爲藏君

小山邦太郎君

業務

山下 谷次君

岸田 正記君

野中 敏也君

小久江美代吉君

蔭山 貞吉君

委員長 岡田伊太郎君

出席政府委員左ノ如シ

内閣恩給局長 下條 康麿君

臺灣總督府總務長官

河原田稼吉君

樺太廳長官 喜多 孝治君

大藏省理財局長 富田勇太郎君

大藏省銀行局長 保倉熊三郎君

主査ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員安原仁兵衛君

同 神田 正雄君

同 青木 精一君

同 斯波 貞吉君

同 川崎安之助君

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ
一 町村吏員恩給法制定ノ件(第一五六
號)

二 恩給法中一部改正ノ件(第一九五號)

三 漢方醫術開業試験法制定ノ件(第一
四九號、第二一六號)四 樺太中央横斷鐵道敷設ニ關スル件
(第二三〇號)五 皇位並紀元算定ニ關スル件(第一三
四號)六 地租並營業収益稅委讓反對ノ件(第
八三號)七 人造綢織物消費稅撤廢ニ關スル件
(第二三三號)八 貴石ノ輸入稅率引下ニ關スル件(第
八七號)

○山下委員 紹介議員が居リマセヌ、是ハ
ガ、政府ノ方ノ御意見ハドウデアリマスカ、
一寸聽イテ見タイト思ヒマス
○下條政府委員 只今議題ニ上リマシタ町
村吏員恩給法制定ノ件ニ付キマシテ、政府
ノ考ヲ申上ダタイト思ヒマス、此請願ノ要
旨ハ、町村ノ事務ノ中ニハ國家事務ガ多分
ニアリマスカラ、其吏員ハ官吏ニ準ジテ取
扱ヒ、其待遇トシテ、恩給法制度ヲ法律ヲ
以テ設ケテ貰ヒタイ、斯ウ云フ趣意デアラ
ウト思ヒマス、現在國家ガ法律ヲ以テ恩給
制度ヲ律シテ居リマスノハ、國家ノ官吏並
官吏待遇者ニ限クテ居ルノデアリマス、成程
町村吏員ハ、其管掌スル事務ノ中ニ、多分
ニ國家事務ヲ包含シテ居リマスケレドモ、
現在ノ所デハ、マダ之ヲ以テ官吏又ハ官吏
待遇者ト同一視スルト云フコトハ、無理デ
アラウト思ヒマス、假ニ此町村吏員ニ付キマ
シテ、恩給法ヲ制定スルト致シマシテモ、
其經費ト云フモノハ、地方費ノ負擔トナラ
ナケレバナルマイト思ヒマス、隨ヒマシテ
現在ノ制度ノ權衡カラ推シマシテ、恐ラク
シテ、恩給法ヲ制定スルト致シマシテモ、
不可能デアラウガ、兎ニ角御採擇ヲ願ヒマ
シテ、關聯致シマシテ、他ノ方法ヲ以テ研
究ヲシテ貰フ基礎ニナルト存ジマスカラ、
ドウカ委員會ニ於テハ、御採擇ニナランコ

承知ノ通り町村ガ其條例ヲ以テ、其吏員ニ
對シテ退隱料等ノ恩給制度ヲ設ケマスノ
ハ、是ハ自由デアリマスケレドモ、國家ノ
法律ヲ以テ恩給制度ヲ設ケマスルト云フコト
ハ、是ハ尙ホ考慮ヲ要スル事項デアラウト
考ヘテ居リマス

○山下委員 只今政府ノ御考ヲ承リマシタ
ガ、幸ヒ紹介議員ガ今見エマシタカラ、紹
介議員ノ説明ヲ承リタイ○志波主査 紹介議員安原君、御説明ヲ願
ヒマス○安原仁兵衛君 此請願ノ件ハ、詳シクハ
調ベマセヌガ、前ニモ採擇ニナッテ居ルヤウ
ニ承ツテ居ルノデアリマス、ソレデ深ク説明
ヲ要シナイデアラウト思フ、町村吏員ニ恩
給ヲ與ヘルト云フノデ、頗ル重大ナ問題デ
アリマスガ、實行ノ點ニ付テハ、相當ナ難
儀ナ點ガアルダラウト思フ、併シ之ニ關聯致シ
マシテ、全國ノ町村長大會ニ於テモ、互
法デアルトカ、色ニノ研究ヲセラレテ居ル
サウデアリマス、本件ニ付テハ實行ハ甚ダ
シテ、關聯致シマシテ、他ノ方法ヲ以テ研
究ヲシテ貰フ基礎ニナルト存ジマスカラ、
ドウカ委員會ニ於テハ、御採擇ニナランコ

○志波主査 ソレデハ是ヨリ開會致シマ
ス、第一議案ノ町村吏員恩給法制定ノ件、
文書表ノ百五十六號ヲ議題ト致シマス、紹
介議員ハ居ラヌデスナ

此點ハ、一面地方財政上ノ見地カラモ考慮

ナケレバナルマイト思ヒマス、隨ヒマシテ

大藏書記官 荒井誠一郎君

大藏書記官 野津高次郎君

大藏書記官 野中敏也君

○山下委員 紹介議員ノ御説明モアリマス
シ、又政府當局ノ御意見ヲ承リマシタガ、政
府ノ御考デハ、恩給ト謂ヒマスルモノハ、
官吏並三官吏待遇ノ者ニヤルベキモノニア
ル、町村吏員ハソレデナイカライケナイト
云フコトハ、若シ恩給ヲヤルトスレバ、地
方費デヤラナケレバナラヌカラ、地方費ガ
膨脹シテ、逆モソレハヤルコトガ出來ナイ
モノデアルト云フ御意見デアル、併シ町村
吏員デモ、非常ニ幸不幸ガアルノデアリマ
シテ、富シダ所ノ町村吏員ハ、色ニナ名前
ヲ以テ、矢張恩給トハ申サレマセヌケレド
モ、特別ナル待遇ヲサレテ居ル所モアル、
又貧乏ナ町村デアリマスレバ、サウ云フコ
トモ出來ナイ、洵ニ不公平ニナッテ居ルノ
デアリマス、故ニ何トカ其處ヲ、町村吏員
ヲ優遇スルト云フ意味ニ於キマシテ、政府
ニ一應十分ニ御考ヲ煩ハシタイト云フヤウ
ナ意味ヨリ致シマシテ、免ニ角採擇ヲスル
方ガ適當ダト思ヒマス

○志波主査 御意見ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○志波主査 御意見ナイト云フコトナラ
バ、採擇ト云フコトニ決シマス——議案

第二號、恩給法中改正ノ件、文書表百九十
五號、之ヲ議題ト致シマス

○深水清君 私ヨリ紹介議員トシテ御願致
掛シテ居ル者ダケガ、舊法ニ依テ不公平ナ
シマス、是ハ第五十一議會ニモ、既ニ建議
案トシテモ、通過シテ居ルノデアリマス、是ハ
ソレカラ能ク分リマセヌケレドモ、請願モ
第五十一議會ニヤリマシテ、一寸政府委員
ガ、矢張御採擇ニナッタト思ヒマス、是ハ済
ニモ間キマシタガ、分ラヌヤウデアリマス
ガ、矢張御採擇ニナッタト思ヒマス、是ハ済
ニ簡單ナ問題デゴザイマスガ、詰リ恩給法
ノ改正ニ依テ、一般ニ官吏ノ人が増額ニ
ナッテ幸福ヲ受ケテ非常ニ結構デアル、所ガ
改正ニナリマシタ第八十五條ノ第一項ニ斯
ウ云フ文句ガアル、「本法施行前給與事由ノ
生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他
ル」ソコデ詰リ此改正前ノ恩給法ニ依テ、
其年限ニ達シテ居リマスル者ハ、以前ノ恩
給法ノ適用ヲ受ケル、同ジ年限ヲ勤メマシ
テモ、此恩給法ノ改正前ニ其年限ニ達シテ
居タ者ダケハ以前ノ法ニ依ルト云フコト
ニナリマスカラ、現在ニ於テ非常ニ不公平
ナコトニナッテ居ル、例ヘテ申シマスト、此
改正恩給法ノ發布前三十箇年勤メテ居ル者
ハ、舊恩給法ニ依テ金高ガ少イ、若シ其當
時マデ九箇年ダケ勤メテ居テ、マダ十箇
ニ依テ多ク貲ヘルコトガ出來ル、同ジ官
吏デ居リナガラ、詰リ新恩給法
ジデアッテモ、施行前ニ既ニ恩給法適用ニ
掛シテ居ル者ダケガ、舊法ニ依テ不公平ナ
シマス、是ハ第五十一議會ニシ、是非共此八十
五條ノ第一項ハ公平ニ取隔テノナイヤウニ
シテ、當局ノ御参考ニシ、是ハ本島人ト申シマシテ、支那民族ノ系統
ニ屬シテ居ル者デアル、此人達ハ從來ノ關
係カラト、經濟上ノ關係カラ致シマシテ、

コトニナル、斯ウ云フノデアリマス、是ハ
日本全國ノ、殊ニ下級官吏ニ對シマシテ非
常ニ苦痛ヲ與ヘテ居ル、同ジク例ヘバ巡査
ニモ間キマシタガ、分ラヌヤウデアリマス
ガ、矢張御採擇ニナッタト思ヒマス、是ハ済
ニモ間キマシタガ、分ラヌヤウデアリマス
ガ、矢張御採擇ニナッタト思ヒマス、是ハ済
ニ簡單ナ問題デゴザイマスガ、詰リ恩給法
ノ改正ニ依テ、一般ニ官吏ノ人が増額ニ
ナッテ幸福ヲ受ケテ非常ニ結構デアル、所ガ
ナッテ幸福ヲ受ケテ非常ニ結構デアル、所ガ
手厚イ恩給ガ受ケラレル、實際ニ於テ非常
ニ不公平ニナッテ居リマス、兎ニ角此恩給法
ノ改正ニナッタ精神カラ推シテ見テモ、其所
ニ甲乙ノ取隔ヲスベキモノデナイ同ジク奉
公ヲシテ居リナガラ、大變ニ厚薄ノ差ガア
ルカラシテ、此八十五條ノ第一項ヲ、兎ニ
御取扱ヲスルヤウナ規則ニ改正ヲ願ヒタ
イ、斯ウ云フ請願デアリマス、デ一昨日デ
アリマシタカ、此恩給法ノ改正ノコトニ付
キマシテハ、當局ノ政府委員ノ御答辯ト致
シマシテモ、大變不備ナ所ガ澤山アルカラ
シテ、今恩給法ノ不備ノ點ニ對シテハ、研
究ヲシテ不日改正ノ上ニ出スト云フヤウナ
スノデ、定メテ此事モ其中ニ加シテ居ルト
御答辯ガアッタヤウニ、私承知致シテ居リマ
ス、其後今日迄約三十年間ト云フモノハ、
臺灣ニダケハ施行スルト云フコトデ、明治三
十四年ノ七月ニハ試験ヲヤッタノデアリマ
ス、臺灣ノ狀況ハ、ドウデアルカラト申シマスレ
バ、四百万ノ人口中三百八十万人ト云フモ
ノハ本島人ト申シマシテ、支那民族ノ系統
ニ屬シテ居ル者デアル、此人達ハ從來ノ關
係カラト、經濟上ノ關係カラ致シマシテ、

コトニナル、斯ウ云フノデアリマス、是ハ
日本全國ノ、殊ニ下級官吏ニ對シマシテ非
常ニ苦痛ヲ與ヘテ居ル、同ジク例ヘバ巡査
ニラ巡査ヲシテ居テモ、甲乙共ニ十五年ヲ
勤メテ居ルニ拘ラズ、一方ノ者ハ舊恩給法
ノ適用ノ時二十箇年ニ達シテ居ル爲ニ、手
當ガ少イ、ソレマデ九箇年居テ、十箇年ニ
達シテ居ラナカッタ者ハ、新恩給法ニ依シテ
手厚イ恩給ガ受ケラレル、實際ニ於テ非常
ニ不公平ニナッテ居リマス、兎ニ角此恩給法
ノ改正ニナッタ精神カラ推シテ見テモ、其所
ニ甲乙ノ取隔ヲスベキモノデナイ同ジク奉
公ヲシテ居リナガラ、大變ニ厚薄ノ差ガア
ルカラシテ、此八十五條ノ第一項ヲ、兎ニ
御取扱ヲスルヤウナ規則ニ改正ヲ願ヒタ
イ、斯ウ云フ請願デアリマス、デ一昨日デ
アリマシタカ、此恩給法ノ改正ノコトニ付
キマシテハ、當局ノ政府委員ノ御答辯ト致
シマシテモ、大變不備ナ所ガ澤山アルカラ
シテ、今恩給法ノ不備ノ點ニ對シテハ、研
究ヲシテ不日改正ノ上ニ出スト云フヤウナ
スノデ、定メテ此事モ其中ニ加シテ居ルト
御答辯ガアッタヤウニ、私承知致シテ居リマ
ス、其後今日迄約三十年間ト云フモノハ、
臺灣ニダケハ施行スルト云フコトデ、明治三
十四年ノ七月ニハ試験ヲヤッタノデアリマ
ス、臺灣ノ狀況ハ、ドウデアルカラト申シマスレ
バ、四百万ノ人口中三百八十万人ト云フモ
ノハ本島人ト申シマシテ、支那民族ノ系統
ニ屬シテ居ル者デアル、此人達ハ從來ノ關
係カラト、經濟上ノ關係カラ致シマシテ、

ノデアリマス、ドウゾ一ツ是ハ一般ノ各府
縣ノ下級官吏ニ特ニ大關係ノアル不公平ナ
コトニナッテ居リマスルカラ、ドウゾ一ツ御
採擇ヲ願ヒマス
〔「採擇」ト呼フ者アリ〕

○志波主査 採擇ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○志波主査 採擇ニ決定シマス——議案第
三、漢方醫術開業試験法制定ノ件、文書表
ノ第百四十九號、第二百十六號、一括シテ
三、漢方醫術開業試験法制定ノ件、文書表
ノ第百四十九號、第二百十六號、一括シテ
議題ト致シマス
○神田正雄君 只今議題ニ上リマシタ漢方
醫術開業試験法制定ノ件ハ、是ハ臺灣ニ
屬シテ居リマスノデ、臺灣ハ御承知ノ通り
我國ノ版圖ニ屬イテカラ三十餘年ニナリマ
スガ、民族ハ支那ノ民族デアリマシテ、漢
方ハ從來ノ醫藥ノ唯一ノ方法デアッタノデ
アリマス、日本ノ版圖ニ屬シマシテカラ、
シマシテモ、大變不備ナ所ガ澤山アルカラ
シテ、今恩給法ノ不備ノ點ニ對シテハ、研
究ヲシテ不日改正ノ上ニ出スト云フヤウナ
スノデ、定メテ此事モ其中ニ加シテ居ルト
御答辯ガアッタヤウニ、私承知致シテ居リマ
ス、其後今日迄約三十年間ト云フモノハ、
臺灣ニダケハ施行スルト云フコトデ、明治三
十四年ノ七月ニハ試験ヲヤッタノデアリマ
ス、臺灣ノ狀況ハ、ドウデアルカラト申シマスレ
バ、四百万ノ人口中三百八十万人ト云フモ
ノハ本島人ト申シマシテ、支那民族ノ系統
ニ屬シテ居ル者デアル、此人達ハ從來ノ關
係カラト、經濟上ノ關係カラ致シマシテ、

ドウシテモ漢方醫デナイト承知シナイノガ
多イノデアリマス、然ルニ明治三十四年ノ
七月ニ試験ヲシテ採用シタ人達ハ、今日三
十年ヲ經テ居ルカラ、年寄バカリニナッテ
居ル、ソレモ人數ハ僅三四百五十六人、三
百八十萬人ノ人ガ掛ルノニ四百五十六人シ
カ漢方醫ガナイト云フ有様デアリマス、而
モノレ等ノ漢方醫ハ全然廢メテ居ルカト申
シマスレバ、賣藥業草根本皮ト言、ナハ惡
イノデアリマスガ、漢方醫ノ藥ト云フモノ
ハ非常増加致シマシテ、最初ハ極ク少ナカッ
タモノガ本年デハ三千九百九十九軒モ此漢
方藥ヲ賣ル店ダケハ許可シテ居ルノデアリ
マス、而モ是ハ漢方醫ガ處方箋ヲ出サナケ
レバ、其藥ヲ賣レナイト云フヤウナ狀況ニ
ナツテ居リマスノデ、漢方醫ハ少イ、藥屋ハ
多イト云フノハ、總テノ點ニ於テモ矛盾ヲ
シテ居リマス、今度臺灣ノ人達ガ一面ニ於
テハ川原茂輔氏ノ手ヲ經テ千六百名モ請願
ニ調印ヲシテ參り、又私ノ方ニモ同様ノ意
味ノ請願ニ於テ、多數ノ人ガ是非漢方醫ノ
開業試験ヲ今一遍開クヤウニシテ貴ヒタイ
ル點カラ見マシテモ、臺灣ノ狀況カラ推シ
テモ、總テノ點カラ此臺灣ノ人ガ新附ノ民
トシテ日本ニ屬ク上ニモ、斯ウ云フコトハ
寛大ナ取扱ヲ願ヒ、斯ウ云フ方面ニ於テ漢
方醫ノ試験ヲ再開シテヤルコトハ、島民ノ

喜ビハ勿論ノコトデアリマスシ、統治ノ上
カラモ、實際ノ上カラモ、臺灣ノヤウナ僻
遠ノ地ニハ新シイ醫者ガ十分ニ行キタルコ
トハ出來ナイノデアリマスカラ、本島人ノ
保健ノ上カラモ、斯ウ云フ請願ハ採擇シテ
下サルヤウニ願ヒタイト思ヒマシテ、今日
御紹介致シタ次第デアリマス、ドウカ御審
議ノ上御採擇アランコトヲ切望致シマス
〔採擇ト呼フ者アリ〕

○蔭山委員 神田君ノ御説ハ誠ニ御尤ナ同
情スベキ點モ多イノデアリマスガ、併シ一
面考ヘマスト、漢方醫ヲ澤山拵ヘルト云フ
コトハ、何方カト云フト、漢方醫ト云フ名
ニ隠レテ、或ハ下手ナ藥ノ盛方ヲシテ人命
ヲ損スルト云フヤウナ、藥ヲ服マヌ方ガ却
事ガ多イノデアリマス、又臺灣ハ本土ト特
ニ事情ヲ異ニシテ居リマシテ、色々其他ノ
崇拜シテ、漢方醫デナクチヤイカヌト云フ
場合ニ於テハ、矢張漢方醫ノ取締ヲ勵行シ
テ、而シテ之ヲ採用スル試験モ嚴重ニシテ、
政府ニ於テ監督スレバ、矢張西洋醫同様ノ
臺灣ノ議會設置トカ云フヤウナ色々ノ方面
ト、斯ウ云フ方面ハ餘程關係ガアルヤウニ
考ヘラレルノデアリマス、ソレデ私ハ御紹
介ノ方ノ御意見ハ御尤デアリマスガ、臺灣
ノ總督府デ一應能ク其實情ヲ調査シテ、如
何ニスレバ宜イカト云フ意味ニ於テ、之ヲ
參考送付ニシタラドウカト思フノデアリマ
ス

○小久江委員 私ハ採擇スペキモノダト云
下サルヤウニ願ヒタイト思ヒマス
〔賛成「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○河原田政府委員 此問題ノ前ニ私ハ一應
前提トシテ申上ダタイノハ、從來總督府ノ
ハ政黨派ニ關係ナク、矢張政友會ノ方ノ
川原茂輔君カラモ御紹介ニナッテ居ルノデ
キ問題ト考ヘルノデアリマス、只今蔭山君
カラハ若シ漢方醫ヲ許可シタ場合ニ於テ
ハ、惡イ藥ノ盛方ヲシテ、或ハ弊害ヲ生ジ
ハセヌカト云フヤウナ御議論モアッタノデ
アリマスガ、是ハ取締上ノ問題デアッテ、
サウ云フ事ハ矢張内地ニ於ケル西洋醫ニ於
テモ絶對ニ無イト云フコトハ言ヘナイ、取
締サヘ勵行スレバサウ云フコトハ絶對ニ無
コトハ、何方カト云フト、漢方醫ト云フ名
ニ隠レテ、或ハ下手ナ藥ノ盛方ヲシテ人命
ヲ損スルト云フヤウナ、藥ヲ服マヌ方ガ却
事ガ多イノデアリマス、又臺灣ハ本土ト特
ニ事情ヲ異ニシテ居リマシテ、色々其他ノ
崇拜シテ、漢方醫デナクチヤイカヌト云フ
場合ニ於テハ、矢張漢方醫ノ取締ヲ勵行シ
テ、而シテ之ヲ採用スル試験モ嚴重ニシテ、
政府ニ於テ監督スレバ、矢張西洋醫同様ノ
臺灣ノ議會設置トカ云フヤウナ色々ノ方面
ト、斯ウ云フ方面ハ餘程關係ガアルヤウニ
考ヘラレルノデアリマス、ソレデ私ハ御紹
介ノ方ノ御意見ハ御尤デアリマスガ、臺灣
ノ總督府デ一應能ク其實情ヲ調査シテ、如
何ニスレバ宜イカト云フ意味ニ於テ、之ヲ
参考送付ニシタラドウカト思フノデアリマ
ス

○岡田委員 此事ハ臺灣ノ實狀ニ就テ此場
合一應總督府ノ方ノ御意見ヲ伺ヒマシテ、
其上ニ致シタイト思ヒマス
臺灣統治ノ方針ト云フモノハ、申ス迄モナ
ク如何ニシテ臺灣四百万ノ島民ヲ幸福ニ導
イテ行クカト云フコトニ山發シテ居ルノデ
アリマス、領臺以來御承知ノ通リ三十年ヲ
ニ著シイモノガアリマス、是ハ私ガ申ス迄
モナク、產業ノ上ニ於テモ、衛生ノ上ニ於
テモ、殊ニ衛生方面ノ發達ト云フモノハ實
ニ驚歎スペキモノガアルヤウニ思ヒマス、
モナク、產業ノ上ニ於テモ、衛生ノ上ニ於
テモ、殊ニ衛生方面ノ發達ト云フモノハ實
ニ驚歎スペキモノガアルヤウニ思ヒマス、
モナク、產業ノ上ニ於テモ、衛生ノ上ニ於
テカ「ベスト」トカ云フヤウナモノガ盛ンデ
承知ノ通リ臺灣ノ風土病デアル「マラリア」
トカ「ペスト」トカ云フヤウナモノガ盛ンデ
猶猢デアッタノデアリマス、日本ノ土地ニ歸
シテカラ殆ド「ペスト」ノ如キハ絶對ニ無イ
「マラリア」ノ如キモノモ、是亦山間僻地、
都會其他ノ所ニ於テハ殆ド其跡ヲ絕テ居ル、
斯ウ云フヤウナ狀態デアリマス、是ハ全ク
日本ノ所謂仁政ノ結果デアル、斯様ニ申シ
テ宜イノデハナイカト思ヒマス、現ニ近頃
大分外國人アタリガ視察ニ參リマスルガ、
日本ノ植民地統治ハ非常ニ成功シテ居ルモ
ノデアル、過日例ノ獨逸大使ノ「ゾルフ」博
士ガ歸國前ニ臺灣ヲ長ク觀テ歩キマシタ
ガ、先生ハ申ス迄モナク植民地學ノ泰斗デ
アリマスルガ、多少ノ御世辭ガアルカモ知

レマセヌガ、要スルニ日本ノ臺灣統治ト云フモノハ殆ド植民史上ニ於テ稀ニ見ル所デアル、斯様ニ異人種ヲ治メルニ付テ其親切ナル點ニ於テ實ニ驚クベキモノデアルト云フコトヲ申シテ參タノデアリマス、デ根本ノ方針ト云フモノハ要スルニ私ハ島民ヲ如何ニ幸福ニ導クベキカト云フ所ニ出發シテ居ルノデアリマス、デアリマスルカラ其方針ノ下ニ、場合ニ依テハ所謂此教育ノ進デ居ラヌ島民ニ對シマシテ、必シモ其意思ノ儘ニヤッテ行クト云フコトハ出來ナイノデアリマス、只今問題ニナツテ居リマスル醫師ノ問題デアリマスガ、是ハ明治三十四年ノ府令ヲ以テ一ノ資格ヲ認メラレタノデアリマスルガ、是ハ所謂内地ニ於ケル限地開業ノヤウナモノデ、唯偶、領臺以來間モナイ時デアリマシテ、唯一回限り、即チ明治三十四年ニ一時其從來ノ經驗家ヲ漢方醫トシテ業務ニ就クコトヲ認メルト云フコトニシマシタノハ全然其時限リデアルノデアリマス、其府令ノ内容ヲ見マシテモ、全ク其時限リト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、是ハ要スルニ大局カラ考ヘマシテ、衛生ノ發達、島民ノ幸福ヲ圖ルニハ、ドウシテモ近代醫事ノ方法ニ依テヤッテ行カナケレバナラヌ、固ヨリ漢方醫學ニ付キマシテモ、其採用スベキ良イ所ハ採ルコトハ固ヨリ結構デアリマスルガ、根本方針トシテモ、苟

モ人命ヲ扱フ、人ノ生命ニ重大ナル關係ヲ持テ居リマスル醫者ト云フモノハ、ドウラヌ、斯ウ云フ所カラ出發シテ居リマスルノデ、大體ノ方針ハ日本ニ於キマスルト同様ナ醫者ト云フ者ガ、相當ナ資格、相當ノ素養ノアル、而モ近代醫術ノ素養ノアル者ヲ原則トシテ行カナケレバナラヌ、斯ウ云フ所カラ來テ居ルノデアリマス、是ハ言フ迄モナク總督政治トシテハ如何ニスレバ臺灣島人ノ幸福ヲ圖リ得ルカト云フ所カラ出テ居ル次第デアリマスルノデ、何等特殊ノ對ニナインデアリマスル、デアリマスルカラ此方針ハ何處迄モ必要ナコトデアリマシテ、時々ハ漢方醫ト――漢方ノ方ヲ望ム者ガアリマシテモ、全體ノ大局カラ見マスト云フト、ドウシテモ此基礎醫學ノ素養ヲ得タ者ヲ根本トシテ行カナケレバナラヌ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、現在サウ云フ趣旨カラシテ御承知ノ通リ官立病院トカ云フ物ハ相當ノ數ガアリマスルシ、又其他開業醫ノ數も段々殖工テ參リマス、殊ニ都會地其他ニ於キマシテハ總督府ノ設立ノ病院等ガアリマスルガ、農村其他ノ僻陬地ニ於キマシテハ公醫ト云フ制度ヲ置イテ、一定ノ資格、基礎醫學ノ素養ノアル者ヲ以テ公醫ト云フモノニ任ジテ、サウシテ開業ノ義務

ヲ負擔セシメテ、醫藥ニ當ラシメテ居ルト云フ次第デアリマス、人口ト醫者トノ割合ハ是ハ内地ニ較ベマスルト云フト、固ヨリ少イノデアリマスケレドモ、併シ一方ニ於キマシテ朝鮮其他ニ較ベマスルト云フト、遙ニ醫者ノ數モ多イ、斯ウ云フコトニナシテ居リマス、夫ヤ是ヤヲ考ヘマシテ將來益、臺灣島民ノ衛生ヲ改善シテ行キ、又之ニ依テ其幸福ヲ增進シテ行クト云フ上カラ申シマスルナラバ、ドウシテモ此基礎醫學ノ素養ノアル者、斯ウ云フ原則トシナケレバナラヌ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、固ヨリ漢方ノ療法ト云フモノニ付キマシテハ、是ハ讚稱スベキ事ハ相當アルデアラウト云フコトハ、是ハ疑ナインデアリマスルガ、今日不完全ナル此十分ニ素養ノ無イ醫者ヲ認メテ行クト云フコトハ、今日ノ時勢ニ於テ如何ナモノデアラウカト云フコトヲ考ヘテ居ル次第デアリマス

○野中委員 今政府委員ノ御答辯ニ依リマスレバ、大體此問題ニ對シテハ臺灣當局ノ方ハ御反對ノヤウナ御考テアリマスルガ、其理論トシマシテ、第一ニ私ガ考ヘテ見マスルノニ、第一ニ基礎醫學ガ本デアル、基礎醫學ヲ學ンダ人ナケレバ所謂醫者トシテ考ヘマス、ソレデアリマスカラ政府委員ノ反對理由デアリマスル所ノ基礎醫學ハ、要スルニ試験ノ方法ノ問題デアル、又其他本當ノ醫者ノ治療ト云フコトノ根本方針

ガ、精神的ノモノデアルトスルナラバ、此

方面カラ考ヘテ見テモ、要スルニ臺灣ノ方

ニ於テモ漢方醫ヲ開業サセルト云フコトガ

相當ナコトデハナイカト考ヘテ居リマス

ル、本案ハ採擇アランコトヲ私ハ希望スル

次第デアリマス

○山下委員 ドウモ採擇ニ賛成ト不賛成ト

兩方ニ分レテ請願委員會ノ本旨ニ背クヤウ

デアリマスルカラ、此次ノ午後ニアリマス

ル國立皇漢醫方研究所設立ニ關スル件、此

方ノ皇漢醫ヲ許可スルト云フコトガマダ極

ラヌ位ノ時ニ、之ヲ極メルト云フコトハド

ウカト思ヒマスルカラ、午後國立皇漢醫方

研究所設立ニ關スル件ト云フモノガ極ッタ

後ニ之ヲ議スル方が順序ダト思ヒマスルカラ、一時御延シノ程ヲ願ヒマス

○志波主査 今御意見が出て居ルノハ、採

擇ト参考送付ト、延シタイトト云フノト、三

ツアルヤウデアリマス、採決致シマス、延

スト云フコトニ御賛成ノ御方ノ起立ヲ願ヒ

マス

〔賛成者 起立〕

○志波主査 少數、ソレザヤ参考送付ニ賛

成ノ方ハ起立

〔賛成者 起立〕

○志波主査 同數デスネ——同數デアルト

スレバドウデス、モウ少シ延シマシテ

ハ……

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○志波主査 御異議ナシト認メマスカラ保

留致シマス、第四、樺太中央横斷鐵道敷設

ニ關スル件、文書表二百二十號、中井紹介

議員——見エマセヌカ

○蔭山委員 中井君ガ下ノ委員會三行クト

云フコトデ、私ニ説明シテ吳レト云フコト

デアリマシタカラ申上ダマス、兎ニ角樺太

ノ中央部ニ鐵道ヲ敷カヌト云フト、兩方ノ

交通が完全ニ行カナイ、ソレニ對シテ茲ニ

請願ヲ出シタノデアリマス

○喜多政府委員 此中央横斷鐵道敷設ノ必

要ハ當局ニ於テモ認メテ居リマス、所ガ丁度

此請願ニナツテ居リマスル地點ト極ク近イ所

ニ名好、眞縫間ヲ連絡スルノト、ソレカラ

モウツハ久春内、眞縫ヲ連絡スルノ

ト——前ノ方ハ樺太中央鐵道株式會社ト云

フモノカラ敷設ヲ許シテ吳レト云フ出願ガ

ゴザイマス、後ノ方ハ眞久鐵道株式會社

カラ敷設ヲ許シテ欲シイト云フ出願ガア

ルノデス、丁度泊居白浦ト云フ請願ノト

殆ド地點ガ相似タルモノデゴザイマスガ、

廳ト致シマシテハ、從來久春内眞縫ガ確定

的ノモノデハゴザイマセヌデシタケレド

モ、先づ豫定線ノ如キモノニナツテ居タノ

デアリマス、併シ今請願ノ出テ居リマスル

線ナリ、先ニ申シマシタ名好眞縫トカ、久

春内眞縫、三線トモ能ク實查ヲ致シマシタ

上決定致シタイト考ヘテ居リマス、必シモ

價値ノナイ所デハナイノデ、私共ノ調査ノ

範圍ニ入レテ居ルノデゴザイマスカラ、參

考トシテ御採擇ニ相成リマスル事ハ、廳ト

致シマシテ何等支障ハゴザイマセヌ

○山下委員 ソレデハ請願ノ趣旨ノ通リノ

線路デナクテモ宜シウゴザイマスカラ、現

在問題ニナツテ居ル三線中何レデモ宜シウ

ゴザイマスカラ、政府ガ御調査ノ上ニ、所

謂横斷鐵道ヲ敷設シテ下サレバ、吾々ノ願

意ハ達スル譯デアリマスカラ、ドウヅ御採

擇ヲ願ヒマス

○志波主査 御意見アリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

〔賛成〕〔賛成〕

○志波主査 ソレデハ採擇ニ決定致シマ

ス、——次ハ第五、皇位並紀元算定ニ關スル

件、百三十四號、紹介議員ハ居リマスカ

スヤウデアリマスカラ、政府參考送付ニ御

願致シタイト思ヒマス

○永田委員 紹介議員ハ居ラレマセヌケレ

ドモ、私ハ本案ハ採擇ヲ希望スルノデアリ

マス、其理由ヲ申上ダマスガ、此請願ノ趣

旨ニ書イテアル通り、特ニ此問題ハ私ノ鄉

里ノ地方ニ關スル問題デアリマスガ、私ハ

於テ委讓スル事ニ確定シテ御案が出来居ル

ノデアリマスカラ、是ハ参考送付ニシタ所

ガ何ノ效果モナイダラウト思ヒマスカラ、

當然是ハ不採擇ニシタ方ガ宜カラウト思ヒ

時代、或ハ邇テ天照大神ノ御出現ノ年ヲ

以テ紀元トシタ方ガ、日本ノ國體ノ尊嚴ノ

上カラ言テモ非常ニ結構ナ事ト思フノデ

アリマス、現ニ我ガ鹿兒島縣ニハ、神代ノ

山陵モ三ツトモ嚴存シテ居リマス、尙ホ其

神ヲ祀テアル神社モ官幣大社ガアルノデ

考古學デアルトカ、或ハ人類學等各學科ノ

進歩ノ程度カラ判断シマスト、最早ヤ神武

天皇御即位ノ年ノ前ニ遡テ、神代ニ於ケル

年代モ明ニナルモノト信ズル一人デアリマ

ス、此理由カラ是非本案ハ御採擇ヲ願ヒタ

イノデアリマス

〔賛成〕〔賛成〕

○志波主査 御議論ガナイヤウデスカラ採

擇ニ決定致シマス——第六、地租並營業收

益稅委讓反對ノ件、八十三號

○神部委員 紹介議員ハ見エマセヌケレド

モ、此問題ハ文書表ノ理由ヲ讀ンデ見マス

ト、現政府ト致シテ、今法案モ出テ居ル頗

ル重大ナ問題デアリマス、政府ハ無論贊成

サレル氣遣ハナイト思ヒマスガ、私ハ先づ

参考送付トシテ置イタラドウカト思ヒマス

○山下委員 地租並營業收益稅ハ現政府ニ

於テ委讓スル事ニ確定シテ御案が出来居ル

ノデアリマスカラ、是ハ参考送付ニシタ所

ガ何ノ效果モナイダラウト思ヒマスカラ、

當然是ハ不採擇ニシタ方ガ宜カラウト思ヒ

○志波主査 是モ此次ノ會迄延スコトニシテハ如何デスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○志波主査 延期ニ決シマス——第七、人造綿織物消費稅撤廢ニ關スル件、二百三十三號

○青木精一君 紹介議員トシテ御説明ヲ申

上ダマス、先ヅ御諒解ヲ願フテ置カナケレバナラヌノハ、此請願ハ紹介議員名義ハ私

ト民政黨ノ飯塚春太郎君ト二人ニナッテ居

リマスガ、尙ホ松井文太郎君、實業同志會

ノ河崎助太郎君、藤沼庄平君等、織物地ニ關

係アル代議士諸君ハ黨派ノ如何ニ拘ラズ、

此案ニ付テハ諒解ヲ得テ居ルノデアリマス、

人造綿絲ガ近來非常ナ發達ヲ致シテ日常必

需品トシテ用ヒラレルヤウニナッタ云フ

コトハ御承知ノ通リデアリマス、ノミナラ

ズ海外へ——支那、印度、南洋、又滿洲、

朝鮮方面ニ移出或ハ輸出ノ數量ハ年々增加

ヲ致シテ居リノデアリマス、サウシテ海外

市場ニ於テハ英、米、獨逸等ノ人造綿絲ト

非常ナル競争ヲ致シテ、市場ノ日本ノ人造

綿絲ノ勢力ト云フモノハ段々擴張サレテ居

ルノデアリマス、然ルニ唯茲ニ遺憾ナコトハ、

此人造綿絲ト他ノ織物トノ關係ニ於テ、木

綿織物ハ消費稅ヲ全廢サレテ居リマスガ、

木綿織物ト殆ド同ジニ内地ニ需要サレテ居

ル人造綿絲ハ、綿織物板ヲサレテ居シテ稅金ヲ取ラレル、輸出品ニ對シテハ勿論稅金ヲ免除致スノデアリマスガ、其徵稅ノ手續ニ非常ニ面倒ヲ當業者ガ蒙ツテ居ルノデ、ソレガ爲ニ輸出品ニ付テ商機ヲ逸スル場合

ニ對シテハ、木綿織物ト同様ノ取扱ヲ以テ

免稅ヲシテ戴キタイ、是ガ請願ノ趣意デゴ

ザイマス、實際今日人造綿絲織物ハ綿織物ト競爭者デハナイノデアリマス、木綿織物

ノ一步進ンダ餘處行ノ著物位ニ國民ノ間ニ用ヒラレテ居ル、此人造綿絲ノ著物ニ厭キ

タ者ガ人造綿絲ニ移ルト云フ、中間ヲ行シテ居ル需要狀態ニナッテ居ルノデアリマス、

デスカラ此人造綿絲ノ織物ヲ木綿織物同様ノ免稅ヲ致シタ所ガ、其打擊ヲ決シテ綿

織物が近來非常ナ發達ヲ致シテ日常必

需品トシテ用ヒラレルヤウニナッタ云フ

コトハ御承知ノ通リデアリマス、ノミナラ

ズ海外へ——支那、印度、滿洲、南洋方面カラ、日

本ノ人造綿絲ガ外國ノ人造綿絲ヲ驅逐スル

コトニ助成致シテ行カナケレバナラヌト思

ヒマスカラ、請願ノ趣意ヲ御諒解下サイマ

シテ、又請願者ハ各派カラ出テ居ル、サウシテ諒解ヲシテ居ルト云フ點ヲ御諒解下サ

イマシテ、此請願ヲ御採擇アランコトヲ切

ニ御願スル次第ゴザイマス

○山下委員 此人造綿織物ノ消費稅ヲ撤廢

致シマシタナラバ、ドレ程此收入ニ影響ス

ルカ、且又政府當局ノ御意見モ承テ見タ

シテ、稅金ヲ課ケナイ織物トシテ、庶民階級

者ニ對シテモ一種ノ社會政策的ノ精神ヲ以

テ、稅金ヲ課ケナイ織物トシテ、庶民階級

ニ廣ク用ユルヤウニ致シタイト云フ趣意ニ

織シタモノニアレバ免稅ヲ致シテ居ル、サ

ウシテ人造綿絲一本入シテ居シテモ、是ハ免

稅ヲ許サナイト云フノガ今日ノ實際ニ相成テ居ル、ソレカラ綿織物デ一反五圓乃至八圓ヲ超エル品物デモ免稅サレテ居シテ、

人造綿絲デ反ガ二圓乃至三圓程度ノ物デモ

イマシテ、頗ル不合理的ナ取扱ヲ受ケテ居ルノデス、故ニドウカ此人造綿絲織物ハ一

般的ニ木綿織物ト同様ノ取扱ヲ致シテ、免

稅ヲシテ課稅致シテ居リマスル關係

上、海外輸出スルモノニ對シテハ免

稅ヲ致シテ、一面ニ於テ内地消費者ノ爲ニ

利益ヲ圖ルト共ニ、最モ必要ナル所ノ海外

市場ニ此人造織物ガドン——輸出セラレ

テ、支那、印度、滿洲、南洋方面カラ、日

本ノ人造綿絲ガ外國ノ人造綿絲ヲ驅逐スル

コトニ助成致シテ行カナケレバナラヌト思

ヒマスカラ、請願ノ趣意ヲ御諒解下サイマ

シテ、又請願者ハ各派カラ出テ居ル、サウシテ諒解ヲシテ居ルト云フ點ヲ御諒解下サ

イマシテ、此請願ヲ御採擇アランコトヲ切

ニ御願スル次第ゴザイマス

○野津大藏書記官 人造綿絲ハ天然綿絲ト

同様ノ目的デ使用セラレテ居リマス、人造

綿絲ニ対シテ居ルト云フ點デ、是非木綿織物

ト同様ノ取扱デ以テ免稅ヲ致シ、内地消費

致シマシタナラバ、ドレ程此收入ニ影響ス

ルカ、且又政府當局ノ御意見モ承テ見タ

シテ、稅金ヲ課ケナイ織物トシテ、庶民階級

ニ廣ク用ユルヤウニ致シタイト云フ趣意ニ

織シタモノニアレバ免稅ヲ致シテ居ル、サ

ウシテ參リマス、延イテ天然綿絲ノ織物ニ對スル稅金モ亦免稅シナケレバナラヌト云フ關係ニナッテ參リマシテ、算用ノ關係カラモ、政府トシテハ贊成ガ出來ナイヤウナ關係ニナッテ參リマシテ、算用ノ關係カラシテハ、海外ニ輸出スルモノニ對シテハ免

稅スルコトニナッテ居リマスガ、人造綿絲ノ織物ニ對シテ課稅致シテ居リマスル關係

上、海外輸出ヲ妨ゲルト云フ御話モアリマ

スケレドモ、其點ハ現在ニ於キマシテ成ルベク輸出業者ノ便宜ヲ計リマシテ、阻害

シナイヤウニ努メテ居ルヤウナ次第ゴザ

イマス、ソレカラ天然綿絲ヲ色ニ綿織物ニ混織シタ物ニ對シテ——麻トカ毛織物トカ

雲フモノニ對シテ、百分ノ五以内ノ混織シタモノハ免稅シテ居ルケレドモ、人造綿絲ヲ混織シタモノニ對シテハ免稅シナイン、斯ナイト云フ御詰デゴザイマスケレドモ、人造綿絲シタモノニ對シテハ免稅シナイン、斯ナイト云フ御詰デゴザイマスケレドモ、元來人造綿絲ハ天然綿絲ト同様ノ目的デ、比較的多様的ナ織物ニ對シテ使用サレテ居リマスノデ、之ヲ免稅スルト云フコトハ、天然綿絲トノ關係上宜シクアリマセヌシ、又人造綿絲ヲ少シデモ混織シタモノニ對シテ居ルノデアリマシテ、麻トカ毛絲ノ混織シタモノニアレバ免稅ヲ致シテ居ル、サウシテ人造綿絲一本入シテ居シテモ、是ハ免

「パーセント」以内、或ハ是レ以上ト云フヤ

ウナ區別ハ技術上甚ダ困難デゴザイマシテ、其點カラモドウモ面白クナイト思フノ

デアリマス、ソレカラ人造絹絲ハ非常ニ價格ガ安クナッテ、殆ド綿絲ト同ジヤウナ價格

デアルト云フ御話デゴザイマシタケレドモ、其點ハ同ジ太サノ人造絹絲ト雖モ、綿絲ト比ベテ人造絹絲ハ、綿絲ニ對シテ、約二倍乃至三倍ノ高價ヲ維持シテ居ルノデゴ

ザイマス、ソレカラ人造絹絲ノ織物ガ綿織物ヨリ價格ガ安イ物ガアルト云フヤウナ御話デゴザイマシタケレドモ、例外トシテハサウ云フモノモ多少アリマセウケレドモ、全體ト致シマシテハ、人造絹絲ノ方ガ綿織物ヨリモズット高クナッテ居ルノデアリマシテ、一般的二人造絹絲ノ織物ハ比較的高級品トシテ、中等以上ノ階級ニ主トシテ使用サレテ居ルヤウナ關係ニナッテ居リマス、政府トシテハ同意ヲ致兼不マス

○山下委員 政府ノ御考ト、紹介議員ノ説明トハ根本ニ於テ違フテ居ルヤウニ思フノ

デアリマス、私共ハ紹介議員ノ説明ガ正シイト思ヒマス、人造絹絲ト云フモノト、天

然絹絲トハマルキリ違フノデアリマシテ、吾々ハ人造絹絲ハ木綿ト殆ド同等ニ考ヘテト云フ意味ニ於キマシテ、御採擇ニ願ヒタ

デアリマス、ソレカラ人造絹絲ハ非常ニ

格ガ安クナッテ、殆ド綿絲ト同ジヤウナ價格

デアルト云フ御話デゴザイマシタケレドモ、其點ハ同ジ太サノ人造絹絲ト雖モ、綿絲ト比ベテ人造絹絲ハ、綿絲ニ對シテ、約二倍乃至三倍ノ高價ヲ維持シテ居ルノデゴ

ザイマス、ソレカラ人造絹絲ノ織物ガ綿織

物ヨリ價格ガ安イ物ガアルト云フヤウナ御

話デゴザイマシタケレドモ、例外トシテハ

サウ云フモノモ多少アリマセウケレドモ、

全體ト致シマシテハ、人造絹絲ノ方ガ綿織

物ヨリモズット高クナッテ居ルノデアリマシ

テ、一般的二人造絹絲ノ織物ハ比較的高級

品トシテ、中等以上ノ階級ニ主トシテ使用サレテ居ルヤウナ關係ニナッテ居リマス、政

イト思ヒマス

○小久江委員 稅率ハ天然絹絲ト人造絹絲トドウ違フテ居ルノデスカ

○野津大藏書記官 同ジデス

○志波主査 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○志波主査 採擇ニ決シマス、次ニ第八、貴石ノ輸入稅率引下ニ關スル件、第八十七號——斯波貞吉君

○斯波貞吉君 私、紹介議員トシテ説明致

シマス、此請願ハ、現行着澤呂品關稅法中ノ貴石、主トシテ「ダイヤモンド」ヲ撤廢シ

テ、舊稅率ノ五分ニ引下ゲテ戴キタイト云

フ請願デゴザイマス、其趣旨ハ、會テ此「ダイヤモンド」ハ五分ノ稅率ヲ五割ニ引上

ゲラレタコトガアッタノデアリマス、併シ稅

ノ收八ニ於キマシテモ、何等増加致シマスコトガアリマセヌデ、密輸入ノ爲ニ却テ犯

罪者ヲ增加シテ弊害ヲ生ズルト云フノデ、又五分ニ引下ゲラレタノデアリマス、ソレ

ガ大正十三年ニ、從價十割ニ急ニ引上ゲラレタノデアリマス、從價十割ニ引上ゲラレ

マシタ結果、矢張關稅收入ハ増加致シテ居

リマセヌ、一方ニ密輸入ハ非常ニ増加スル

ヤウニナッタノデアリマシテ、何レノ國デモス様ナモノニ對シマシテハ、稅率ガ非常ニ

低クナッテ居ルノデアリマス、稅ガ多クナレバナル程犯罪者ガ殖エルト云フヤウナコト

デ、稅ヲ引上ゲルト云フコトハ、徒ニ密輸入ヲ增加スルダケノ結果ニ終ルノデアリマ

ス、殊ニ「ダイヤモンド」ハ昔金ヲ貯蓄シテ居タト云フ風習ガ、今日ニ於キマシテ

ハ、金ヲ貯蓄スルコトガ出來ナイ爲ニ「ダ

イヤモンド」ナドヲ貯蓄致シテ家寶トスニモ、例ヘバ電球ノ「タンクスデン」ヲ造

ルヤウナ傾向ニナッテ居リマスルシ、又工業ニモ、例ヘバ電球ノ「タンクスデン」ヲ造

ルノニハドウシテモ「ダイヤモンド」ヲ用ヒナケレバナラヌト云フヤウニ、工業ナド

ニモ用キレラルヤウニナリマシテ、何レニ致シマシテモ、斯様ナモノヲ輸入致シマス

ル正當ノ業務者ニアリマシテハ、非常ニ關

致シマシテモ、斯様ナモノヲ輸入致シマス

ル正當ノ業務者ニアリマシテ、非常ニ關

致シマシテモ、斯様ナモノヲ輸入致シマス

ル正當ノ業務者ニアリマシテハ、非常ニ關

致シマシテモ、斯様ナモノヲ輸入致シマス

ル正當ノ業務者ニアリマシテ、非常ニ關

致シマシテモ、斯様ナモノヲ輸入致シマス

ル正當ノ業務者ニアリマシテ、非常ニ關

致シマシテモ、斯様ナモノヲ輸入致シマス

ル正當ノ業務者ニアリマシテ、非常ニ關

致シマシテモ、斯様ナモノヲ輸入致シマス

農林ノ關係ニアル所ノ人ガ金融ノ狀態ナドヲ監督シテ居ル爲ニ、色々ノ不都合ヲ來シテ居ル、例ヘバ預金ヲ吸收スル爲ニ、無暗ニ利率ヲ高クスルトカ、或ハ又役員が多大ナ金ヲ使フト云フヤウナコトガアリマシテ、餘程取締上不都合ヲ來シテ居ルヤウニ思ヒマス、故ニ之ヲ大藏省ノ所管ニ、即チ産業組合ノ金融ニ關スルコトダケハ、大藏省ノ所管ニ移ス方ガ餘程監督ガ行届クデアラウト思ヒマス、サウスレバ府縣廳ニ於テモ商工課トカ、或ハ勸業課トカ、銀行ノ方ニ關係シテ居ル人ガ之ヲ取締ルコトニナレバ、隨テ預金ノ利子ナドモ銀行ト協定シテモ商工課トカ、或ハ勸業課トカ、銀行ノ方ニ關係シテ居ル人ガ之ヲ取締ルコトニナリ、又役員ガ不仕籍ナコトヲスルコトモ妨

ゲルト云フコトハ、一ツモ國家ニ取りリマシテモ、一般ノ民間ニ取りリマシテモ、利益ノ戴キタイト云フノガ本請願ノ趣旨デアリマス、何卒御採擇アランコトヲ願ヒマス

○志波主査 本案ニ付テハ、政府委員ノ説明ヲ聽キタイト云フノデ今呼ビニ行シテ居

リマスカラ、一寸中止ヲ致シマス、次ニ讓

シムルモ、實際ノ上ニ於テ決シテ支障ハナシテモ、產業組合ヲ二ツノ省ノ管轄ニ屬セ

シトコトデアラウト思ヒマス、寧口前申シマス如ク、其方ガ信用組合ノ助長發達ヲ圖ル

コトニナルデアラウト思ヒマス、是ガ本案ノ要旨デアリマス、ドウカ御採擇ヲ御願致シタインデアリマス

○川崎安之助君 本請願ノ要點ハ、是迄信

〔採擇々々〕ト呼フ者アリ〕

○志波主査 採擇ニ御異議ガナイヤウデス

カラ採擇致シマス、日程第十萬國貨幣法統
一ノ件、百三十二號

○山下委員 紹介議員ガ居ラレヌヤウデア
リマス、且又此問題ハ理論上最モ宜シウゴ
ザイマスガ、實行出來ル問題デハナイノデ
アリマスカラ参考送付ニ御願致シマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○志波主査 御異議ナイヤウデアリマスカ
ラ参考送附ニ決シマス

○荒井大藏書記官 貴石ノ輸入稅引下ニ關
スル政府ノ意見ヲ申上ダマス、請願ノ理由
トスル所ハ「ダイヤモンド」ハ金ニ劣ラズ通
貨ノ代用トモ見ルベキモノデ、又是ハ年々
價格モ上ヅテ行キマスカラ、寧ロ國內ニ澤山
入レテ置イタ方ガ國ノ爲ニ利益デハナカラ
ウカ、斯ウ云フコトモ一ノ理由ニナツテ居リ
マスガ、併シ御承知ノ通り通貨ノ代用トナ
ル諸條件が缺如シテ居リマシテ、寧ロ裝飾
品ト見テ尊重セラレテ居ルコトデアリマス
カラ、贅澤品ト見マシテ今贅澤關稅ガ存シ
テ居リマス間ハ、矢張贅澤稅ヲ課スルコト
ガ適當デハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居
リマス、又此寶石類ニ付テハ、稅關ノ検査
ガ非常ニ困難デアル、隨テ密輸入ヲ頻繁ニ
行フ者ガ多クナツテ來マシテ、正當ナル營業
者ハ、非常ニ困難ニ陥ル、是ハ御尤ナコト
デアリマシテ、隨テ割合ニ低稅ガ課セラレ
テ居ルノデアリマスルガ、贅澤稅ノ關係力

ラ矢張十割ノ關稅ト云フコトニナツテ居リ
マスノデ、贅澤稅ヲ置イテ居リマス間ハ、
密輸入ニ付キマシテハ、出來ルダケノ手段
ヲ講ジマシテ、之ヲ防遏スルト云フ方法ヲ
執ルヨリ致方ガナイカト考ヘラレマスルノ
デ、此點ニ付キマシテハ、十分注意ヲ致シ
マシテ、密輸入ヲ防止致シタイト云フ風ニ
考ヘテ居リマス、今日御承知ノ通り、マダ
國際貸借ノ改善モ十分ニ行ハレテ居リマセ
ヌノデ、今後益之ガ改善ヲ圖ル必
要ガア
リマスノデ、此貴石ノヤウナ物ニ付テハ、直
ニ贅澤稅率ヲ引下ダルト云フコトハ、困難
ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○志波主査 只今大藏書記官ヨリ説明ガア
リマシタ日程第八ハ、一時中止致シテ置キ
マシタガ、引續イテ再ビ議ニ付シマス
○小久江委員 稅率ヲ十割ニ引上ダタ此關
稅收入ガ、從前ノ關稅收入ト比較シテ、增
加シテ居ラヌト云フ紹介議員ノ御話ガアリ
マシタガ、政府ノ御調ハドウナツテ居リマス
カラ、密輸入ヲ防ぐ爲ニ稅率ヲ引下ダルト云
フ事ハ、甚ダ當ヲ得タ事デアルト思ッテ居
リマス、請願者ノ趣意モ即チ其處ニアルノ
デ、密輸入ヲ防ぐ爲ニ稅率ヲ引下ダルト云
フ事ハ、此處ニ持合セガナイノデアリマスカ
シテ、是非御採擇ヲ願ヒタイト思ヒマス

○志波主査 只今ノ御尋ノ事ガハシキリシ
シテ、後刻御答致シマス
○志波主査 只今ノ御尋ノ事ガハシキリシ
シテ、後刻御答致シマス
○荒井大藏書記官 其點ニ付テハ十分調査
シテ、後刻御答致シマス
○志波主査 只今ノ御尋ノ事ガハシキリシ
シテ、後刻御答致シマス
○荒井大藏書記官 大體調ハ出來テ居ルノ
デ、此處ニ持合セガナイノデアリマスカ
シテ、早速申上ダルコトニ致シマス
○志波主査 ソレデハ延期スルコトニ致シ
マシタガ、政府ニ警告スル意味ニ於
テ、是非御採擇ヲ願ヒタイト思ヒマス

○志波貞吉君 其數字ハ、當業者ニ於テ調
べテ居ルノデアリマシテ、稅率ヲ増加シテ
モ、政府ノ收入ハ、殖工テ居ラヌノデ、ソ
レダケ密輸入ガセラレテ居ルノデアリマ
ス、是ハ可ナリ重大ナル問題デアラウト、
云フコトハ、密輸入ヲ増加スルダケデ、貴
石ハ密輸入ノ仕易イ物ニナツテ居リマスノ
デ、密輸入ヲ防ぐ爲ニ稅率ヲ引下ダルト云
フ事ハ、甚ダ當ヲ得タ事デアルト思ッテ居
リマス、請願者ノ趣意モ即チ其處ニアルノ
デアリマスカラ、政府ニ警告スル意味ニ於
テ、是非御採擇ヲ願ヒタイト思ヒマス

○志波主査 ソレデハ延期スルコトニ致シ
マス、本日ハ是デ散會致シマス
午後零時十四分散會
ガ同ジ事デアルトスレバ、隨テ益密輸入
ガ盛ニ行ハレテ來ルト云フ事が明ニナツテ
マス、本日ハ是デ散會致シマス
○志波主査 ソレデハ延期スルコトニ致シ
マス、本件ヲ審議スル上ニ於テ、大變不便デアル
ト思ヒマス、是ハ能ク御調ニナツテ、其數字
ヲ出シテ貴タ方が宜イノデハナイカト思
ヒマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕